

地方独立行政法人新小山市市民病院 平成31年度 年度計画

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 良質で安全な医療の提供

(1) 急性期病院としての機能の充実

地域の急性期診療ニーズに概ね対応出来る医療機関としての機能を十分に有した地域中核病院としての姿を、引続き目指して行く。

(2) 救急医療の取組み

24時間365日断らない救急体制維持に向け、小山市及び筑西広域各消防本部と共に救急不応需事例への要因分析に取り組む。医師、救急隊といった人的医療資源の重要性は高まり、特に下半期は満床状況も頻発するという状況下で、有効且つ効率的な救急体制の維持は困難さを増している。消防、行政とも連携し、地域ニーズに見合う救急応需体制の構築に努める。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
救急外来患者数	8,750人
うち救急車搬送患者数	4,350人
うち救急入院患者数	3,050人

(3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

地域の中核病院として地域の医療機関との連携、明確な役割分担のもと、適切な医療を提供する。

ア がん

医師を中心に、がん手術と化学療法を中心に患者の増加を図ることは、従来通りの施策を継続して行く。認定看護師による緩和ケアへの取組み、更なる拡大に努める。

イ 脳卒中

脳卒中ケアユニット（SCU）を有効に活用した受入体制を軸に、脳卒中患者へのより迅速な処置を実現すべく努める。脳卒中センターの更なる機能充実を目指したチーム医療を進めて行く。

ウ 急性心筋梗塞

急性心疾患に対する迅速且つ適切な処置を恒常的に実現出来る体制を維持して行くことを、引続き目指す。循環器センターの設置を進められるよう、医師確保と効率的な診療体制の構築に努める。

エ 糖尿病

チーム医療の展開と地域向け啓蒙活動を中心とした生活習慣病改善へのアプロー

チは、引続き継承して行く。特に啓蒙活動については、糖尿病専門医、認定看護師、管理栄養士と事務職が連携し、出前講座を積極的に展開して行く。

(4) 小児・周産期医療の充実

小児医療については、小児科医確保に努めつつ、拡大した受付時間を有効に利用し、地域の診療ニーズに応えるべく努める。今後も診療ニーズを見極めながら、利便性の高い受入態勢の構築を目指して行く。

周産期医療については、産科医確保を目指した各方面への医師招聘努力を粘り強く継続する。

(5) 災害時における対応

より実災害を意識した防火訓練、防災訓練を今後も継続する。BCP（事業継続計画）の作成にも着手しており、その内容を更に充実させて行く。それに付随した防災マニュアルの拡充にも取組み、万全な有事対応を実現出来るよう努めて行く。

(6) 感染症医療の対策

入院患者へ快適かつ衛生的な療養環境を提供するとともに、働く職員へ職業感染防止対策の充実を図り、適切な感染予防策を講じて医療関連感染拡大を防止する。抗菌薬治療の標準化を作成し、抗菌薬適正使用を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生時や自然災害時（地震・洪水等）速やかに、行政、地域医療機関等との連携を図り、地域住民とともに感染拡大防止に努める。

(7) 予防医療の充実

生活習慣病・がん・脳心血管病に対する早期発見、早期治療の推進を図り小山市や地域医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防と保健指導の充実に努めるとともに、小山市および契約企業、団体と連携し、予防医療に関する普及・啓発活動を推進する。

また、人間ドック健診機能評価施設として検査精度、受診者サービスを担保し、予防医学の新しい検査を積極的に導入する。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
人間ドック	1,780件
脳ドック	460件
心臓ドック	20件
レディースドック	60件
特定保健指導	480件

(8) 安全安心な医療の提供

「職員みんながリスクマネージャー」との意識改革の促進を図り、院内に医療安全対策の組織風土を醸成する。平時より院内ラウンドを行い、5S活動を促進する。また、KYT（危険予知訓練）の考え方を院内に普及させ職員の医療安全の感性を高めていく。インシデント・アクシデントの事例分析・対策立案・改善を行っていく。患者・家族の目線や視点から問題解決、再発防止に努め医療の質を高める。

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

ア 医師の確保

当病院診療科の現状を把握し、当病院の方向性を確認しながら、様々な医療機関等との連携・紹介などにより、優秀な医師の確保に努める。

イ 看護師の確保

認定看護師等の資格取得を視野に入れながら、さらなる教育研修制度の充実、実習生の積極的な受け入れを図る。

また、大学をはじめとした関係施設等への積極的な訪問などの取組みにより、優秀な看護師の確保に努める。

ウ 医療技術職等の確保

当病院の運営方針に沿った薬剤師、介護福祉士、臨床心理士等、専門職の人材の確保に努める。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
医師数	60人
看護師数	310人

(2) 人材の育成

昨年度と同様に、認定看護師、特定看護師等の資格取得を推奨し、臨床研修プログラムの充実を図り、研修医の積極的な受け入れに努める。また、公平な分配を実施していくなどの人事評価制度の活用、院内研修制度の整備、長期・短期研修や資格取得等に対する支援制度を充実させる。

3 患者・住民サービスの向上

(1) 患者中心の医療

患者目線に対応する心を持ち続け、人としての尊厳を守る医療の提供を徹底して、たく深い信頼関係構築に努める。患者支援センターの機能を拡充して、入院前より寄り添う心で対応し、退院に不安を抱かせない医療の提供を徹底する。

(2) 快適な医療環境の充実

入院・外来にかかわらず患者のプライバシーが十分に配慮された医療を受けられるように努める。質の高い医療を提供するため、電子カルテ内の診療情報の共有化に努めると共に、入院生活全般においても安全面に配慮出来る体制を整える。

(3) 患者満足度の向上

患者サービスは、新小山市市民病院のホスピタリティ 10ヶ条を基本とする。各職員は、その中の 1 項目を自己の目標とし、患者満足度の向上に努める。患者満足度調査の結果を以て評価とし、そこから課題を抽出し、改善していくことで、PDCA サイクルを回す。満足度調査等でのご意見を無駄にすることなく、改善した内容は、掲示板などを通じて患者さんにお知らせする。

【目標指標】

指標	平成 3 1 年度目標値
患者満足度調査	「満足」と「ほぼ満足」を足した割合が 9 0 %

(4) 職員の接遇向上

新小山市市民病院のホスピタリティ 10ヶ条をもとに、接遇向上のための活動を展開する。各部署で年間目標を設定し、計画を立て実施する。その結果は、院内発表し共有する。全職員を対象とした接遇優良者を選出し表彰することで、職員の接遇に対するモチベーションの向上に繋げる。

(5) ボランティア制度の活用

今後もホームページや小山市の広報誌を通じて適任者の参加を募り、長年にわたり築き上げてきた市民との協同ボランティア活動を継続し、更に分野の拡大を図り体制を整備していくことで活性化を目指す。

【目標指標】

指標	平成 3 1 年度
ボランティア登録人数	1 4 0 人

(6) 病院情報の発信

広報、Web サイト等の情報発信媒体を有効に活かしつつ、その内容の充実を図る。域住民の情報ニーズとはどのようなものかを把握すべく、講演会や各種講座を通じた、対話による意見収集を進めて行く。様々な医療政策の動向により、病院に求められる機能にも変化が見られる今日において、積極的に実施される当院での施策等に関する情報発信にも、同時に注力する。

4 地域医療連携の強化

(1) 地域医療機関との連携

地域医療支援病院として地域の医療機関と連携強化をするために、緊急患者紹介に伴う断らない医療提供や、「地域完結型医療連携の会」「ポットラック」など事例検討会を主催するなどして信頼関係を深める。さらに「小山市近郊地域医療連携協議会」の活動および各医療機関の訪問等により前方・後方連携の強化を図り、紹介・逆紹介の推進を図る。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
紹介率	76.0%
逆紹介率	75.0%

(2) 地域包括ケアシステムの推進

病院完結ではなく地域と共にシームレスな医療・介護を推進するため、地域の医療・介護関連期間との会議や訪問により交流し連携を強化する。また、退院前および退院後訪問指導を進め、医療・介護・予防生活支援を実践する。

5 信頼性の確保

(1) 診療の質・サービスの改善

昨年に引き続き、日本病院会主催のQ I 事業への継続参加とデータのフィードバック、病院指標のホームページ掲載、M&M カンファレンスやポットラックカンファレンスおよび地域完結型医療連携の会など、外部医療機関との定期的な症例検討会を開催し医療の質の向上を図る。

医療サービスが標準化されたD P Cデータのフル活用と、解り易いカルテ記載による医療の効率化・資質向上を確保したうえでD P C II 期以内での退院を推進する。

(2) 法令等の遵守と情報の開示

いわゆる「働き方改革関連法」をはじめとした新たに制定された法令等の理解とその遵守に努めるとともに、研修の開催及び参加等により、院内コンプライアンスのさらなる充実を図る。また、カルテ開示の請求などの個人情報の開示・保護、情報公開等に対し、迅速で正確な対応を行う。個人情報の開示など、提供する情報の内容を精査して迅速で正確な対応を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1 管理運営体制の強化

診療実績データ、財務データ等に裏打ちされた行動目標を院内スタッフ全員で共有

出来ることを目的としたフィードバックを院内広報等の媒体を通じて実施する。それらに基づいた行動計画を策定し、行動目標を目指した業務運営を各人が実践出来る組織文化構築を進める。その為の管理運営体制強化をどのようにすればよいか、常に考察して行く。

2 働きやすい病院づくり

(1) 人事考課制度の充実

本制度の主旨を再度確認しながら、評価者研修、被評価者評価説明会を開催し、職員の理解の深化を図る。また、当病院独自の評価項目の作成及びそれによる評価の実施により、公平な分配の実施を進めていく。

(2) 働きやすい職場環境の整備

いわゆる「働き方改革関連法」を順守しながら、ワークライフバランスの推進を図り、仕事と生活の調和のとれた職場環境の向上を目指す。このことから、関係課職員の第一種衛生管理者受験勸奨、職員共済会事業への参加促進、健診、人間ドック受診促進の支援事業の拡大、職員満足度調査等の具体的措置の実施に努める。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置

1 経営基盤の維持と経営機能の強化

単年度計画目標値及び第2期中期計画目標値を見据え、収益状況を常に把握し、進捗管理を怠らず、下記財務指標の達成に努める。また、政策医療における運営費負担金については、市と協議し適切な金額を受け入れる。このように、病院の経営努力と行政による医療政策の両面から、長期的に安定した経営基盤を構築して行く。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
経常収支比率	102.6%
医業収支比率	95.7%

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

救急及び紹介による新入院患者の確保を引続き中心的戦略に置き、病床稼働率の維持向上に努める。その為には、スムーズな入退院の実現が不可欠であり、従来以上に近隣医療機関との連携強化と稼働状況に関する情報共有を図る。しかしながら、全病床稼働体制が整ったにもかかわらず、特に下半期は満床状態が頻発し、患者収容力のピークが見えて来たことも事実である。こうした状況を踏まえ、集患努力のみならず、従来以上に診療単価の向上策を絶えず協議し、収益確保に努める。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
入院患者数	103,000人
入院診療単価	57,500円
病床稼働率	94.0%
平均在院日数	11.0日
外来患者数	159,000人
外来診療単価	12,700円

(2) 費用の節減

医療材料費削減余地が狭められている中、共同購買、ベンチマーク交渉等を更に進め、少しでも成果に繋がるよう努める。経費では、委託業務費を中心に業者への指導、協力を通じて、業務効率向上を図る。

【目標指標】

指標	平成31年度目標値
材料費対医業収益比率	20.7%
経費対医業収益比率	16.7%
人件費対医業収益比率	58.4%

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するために取るべき措置

小山市地域医療推進基本計画の新小山市市民病院に課せられた数多くの各種施策の達成を目標に努力する。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成31年度）

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	8,681
医業収益	8,377
運営費負担金	257
その他営業収益	47
営業外収益	426
運営費負担金	346
その他営業外収益	80
資本収入	150

運営費負担金	0
長期借入金	1 5 0
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	9, 2 5 7
支出	
営業費用	8, 2 9 6
医業費用	7, 8 7 3
給与費	4, 4 8 5
材料費	1, 8 8 4
経費等	1, 5 0 4
一般管理費	4 2 3
営業外費用	8 4
資本支出	9 4 0
建設改良費	1 5 6
償還金	7 4 5
その他資本支出	4 0
その他の支出	0
計	9, 3 2 0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積】

総額4, 9 0 8百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。なお、建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成とする。

2 収支計画（平成31年度）

（百万円）

区分	金額
収入の部	9, 1 9 8
営業収益	8, 7 7 8
医業収益	8, 3 4 2

運営費負担金収益	2 5 7
補助金等収益	4 7
資産見返補助金等戻入	1 3 2
営業外収益	4 2 0
運営費負担金収益	3 4 6
その他営業外収益	7 3
臨時収益	0
支出の部	9, 0 9 8
営業費用	8, 8 0 6
医業費用	8, 3 8 9
給与費	4, 4 5 2
材料費	1, 7 2 8
経費等	1, 3 9 1
減価償却費	8 1 9
一般管理費	4 1 6
営業外費用	2 9 2
臨時損失	0
純利益	1 0 0
目的積立金取崩額	0
総利益	1 0 0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

3 資金計画 (平成31年度)

(百万円)

区分	金額
資金収入	1 2, 5 5 0
業務活動による収入	9, 1 0 7
診療業務による収入	8, 3 7 7
運営費負担金による収入	6 0 3
その他の業務活動による収入	1 2 7
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1, 2 9 3
長期借入による収入	1 5 0
短期借入による収入	1, 1 4 3

その他の財務活動による収入	0
平成30年度からの繰越金	2,150
資金支出	10,431
業務活動による支出	8,348
給与費支出	4,908
材料費支出	1,884
その他の業務活動による支出	1,556
投資活動による支出	196
有形固定資産の取得による支出	156
その他の投資活動による支出	40
財務活動による支出	1,888
長期借入金等の返済による支出	745
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	1,143
次年度への繰越金	2,119

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計と一致しないものがある。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

2,000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生事由

賞与支給による一時的な資金不足や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給など偶発的な出費への対応等を想定している。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余が生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額。

(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額。

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

3 料金の返還

既に納めた料金については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 地方独立行政法人新小山市市民病院の業務運営等に関する規則(平成25年小山市規則第8号)に定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成31年度)

(百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	150	小山市長期借入金等

(注1) 金額については、見込みである。

(注2) 各事業年度の小山市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。